

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年2月23日
【中間会計期間】	第7期中（自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日）
【会社名】	サイバーステップ株式会社
【英訳名】	CyberStep, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐藤 類
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区笹塚一丁目48番3号
【電話番号】	03-5465-1500（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 経営管理室長 山口 正夫
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区笹塚一丁目48番3号
【電話番号】	03-5465-1500（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 経営管理室長 山口 正夫
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第5期中	第6期中	第7期中	第5期	第6期
会計期間	自平成16年 6月1日 至平成16年 11月30日	自平成17年 6月1日 至平成17年 11月30日	自平成18年 6月1日 至平成18年 11月30日	自平成16年 6月1日 至平成17年 5月31日	自平成17年 6月1日 至平成18年 5月31日
売上高 (千円)	—	395,882	478,994	682,808	906,854
経常利益 (千円)	—	166,772	189,440	322,638	384,760
中間（当期）純利益 (千円)	—	106,458	114,890	211,647	241,932
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	—	86,770	323,445	86,770	112,145
発行済株式総数 (株)	—	13,725	20,535	2,745	18,800
純資産額 (千円)	—	535,362	1,161,049	437,003	721,586
総資産額 (千円)	—	578,931	1,213,981	541,521	820,709
1株当たり純資産額 (円)	—	39,006.36	57,520.42	156,249.11	38,382.25
1株当たり中間（当期）純利益 (円)	—	7,756.53	5,732.19	81,877.37	16,362.26
潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益 (円)	—	—	5,043.66	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	—	92.5	95.6	80.7	87.9
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	44,845	94,120	240,707	244,615
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	△19,168	△144,603	△158,352	△71,595
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	301,730	37,500	49,306
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高 (千円)	—	312,015	758,707	283,954	506,531
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	— (—)	40 (2)	48 (10)	32 (4)	47 (4)

- (注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には消費税等を含めておりません。
3. 当社は関連会社がありませんので、持分法を適用した場合の投資利益については記載しておりません。
4. 第5期中、第6期中、第5期、第6期の潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益については、新株予約権等の残高はありますが、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
5. 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の当該期間平均雇用人員であります。
6. 当社は平成17年11月11日付で株式1株につき5株の株式分割を行っております。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、関係会社における異動也没有ありません。

3【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成18年11月30日現在

従業員数（人）	48（10）
---------	--------

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当中間会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は良好であります。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間におけるわが国経済は、円安と素材価格の安定が追い風となり企業の景況感は改善を持続し、景気は緩やかに拡大を続けております。また一方で、活発な企業活動を背景に雇用情勢も拡大しており、企業の人員不足が問題となりつつあります。

オンラインゲーム業界におきましても、市場は堅調に規模を拡大し続けております。市場拡大を背景に、新規参入企業の増加と既存企業の新規ゲームタイトルの投入が続き、競争は激しさを増しております。

このような環境のなかで、当社はライセンス供与先であるアジア各国の運営会社との連携を深めながら、当社の主力ゲームタイトルである『GetAmped』の売上拡大に注力し、平成18年11月末時点での『GetAmped』の全世界での登録者数は、合計1900万を超えました。

以上の結果、当中間会計期間の業績は、売上高478百万円（前年同期比21.0%増）、営業利益203百万円（同23.8%増）、経常利益189百万円（同13.6%増）、中間純利益114百万円（同7.9%増）となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当中間会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、固定資産の取得や新事務所の保証金の支払、自己株式の取得に伴う支出等の要因により一部相殺されたものの、新株発行による収入や税引前中間純利益が182百万円（前年同期比9.5%増）と大きく寄与したこと等により、前中間会計期間末に比べ、446百万円増加（同143.2%増）し、当中間会計期間末には758百万円となりました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

a. 営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動の結果得られた資金は94百万円（同109.9%増）となりました。

これは主に、ライセンス供与先からのロイヤリティ収入が引き続き好調であったこと等により税引前中間純利益が182百万円計上されたこと等によるものであります。

b. 投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動の結果使用した資金は、144百万円（同654.4%増）となりました。

これは主に、本社移転等による有形固定資産の取得28百万円、保証金の支払53百万円、ソフトウェア開発による無形固定資産の取得67百万円等を反映したものであります。

c. 財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動の結果得られた資金は301百万円（前年同期は一）となりました。

これは主に、新株発行による収入422百万円、自己株式取得による支出98百万円を反映したものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注状況

該当事項はありません。

(3) 販売実績

当中間会計期間の販売実績を事業の品目別に示すと、次のとおりであります。

	販売高（千円）	前年同期比（％）
ロイヤリティー等収入	458,131	115.7
自社運営収入	20,862	—
合計（千円）	478,994	121.0

（注）１．上記の金額には消費税等は含まれておりません。

２．主要な国別の販売先及び国別販売高並びに割合は、次のとおりであります。

輸出先	前中間会計期間 （自 平成17年 6 月 1 日 至 平成17年11月30日）		当中間会計期間 （自 平成18年 6 月 1 日 至 平成18年11月30日）	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
韓国	325,657	82.3	334,296	69.8
台湾	32,478	8.2	52,718	11.0

３．主要な販売先及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前中間会計期間 （自 平成17年 6 月 1 日 至 平成17年11月30日）		当中間会計期間 （自 平成18年 6 月 1 日 至 平成18年11月30日）	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
WindySoft Co.,Ltd.	325,657	82.3	334,296	69.8
GamaniaDigital Entertainment Co.,Ltd.	32,478	8.2	52,718	11.0

3【対処すべき課題】

当中間会計期間において当社が対応すべき課題について、重要な変更はありません。

4【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において新たに締結した経営上の重要な契約等はありません。

5【研究開発活動】

当社の研究開発活動の中心は、当社の強みであるネットワーク対戦型のゲームタイトルの開発に加え、自社によるゲームサービス運営を行う上で必要となる技術等の研究開発となっております。

当中間会計期間における研究開発費は50,037千円発生しております。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間会計期間において、前事業年度末に計画中であった重要な設備の新設、拡充について完了したものは、次のとおりであります。

① 新設

本社事務所の移転については、平成18年8月に完了しております。

② 除却

事務所移転による建物附属設備等の除却については、平成18年8月に完了しております。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	55,200
計	55,200

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行 数（株） （平成18年11月30日）	提出日現在発行数（株） （平成19年2月23日）	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	20,535	20,535	東京証券取引所 （マザーズ）	（注）1.
計	20,535	20,535	—	—

- （注）1. 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
2. 「提出日現在発行数」欄には、平成19年2月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ19の規定に基づき発行した新株引受権（ストックオプション）に関する事項は、次のとおりであります。

① 平成13年11月26日開催の臨時株主総会決議

区分	中間会計期間末現在 (平成18年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年 1 月31日)
新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	210	210
新株予約権の行使時の払込金額（円）	10,000	10,000
新株予約権の行使期間	平成15年11月27日から 平成23年11月26日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 10,000 資本組入額 5,000	発行価格 10,000 資本組入額 5,000
新株予約権の行使の条件	権利行使時において当社の 取締役、または使用人たる 地位にあること。 権利者が行使期間到来後に 死亡した場合は、相続人が 新株引受権を相続する。 その他の条件は、本総会お よび新株引受権発行の取締 役会決議に基づき、当社と 付与対象者との間で締結す る「新株引受権付与契約 書」で定めるところによ る。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入そ の他の処分は認めない。	同左

区分	中間会計期間末現在 (平成18年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年 1 月31日)
代用払込みに関する事項	—	—

- (注) 1. 新株引受権付与後に会社が株式分割または株式併合を行う場合、対象株式数を次の算式をもって調整する。
- 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率
- 行使価格調整式に使用する調整前行使価格を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合、株式分割により普通株式を発行する場合、行使価格調整式に使用する調整前行使価格を下回る価格をもって普通株式に転換できる証券または普通株式の引受権を有する証券を発行する場合は、行使価格を次に定める算式をもって調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は四捨五入する。
- (コンバージョン・プライス方式)

$$\text{調整後行使価格} = \frac{(\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価格} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{ 株当り払込金額})}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

2. 新株引受権の目的となる株式の数は、取締役会決議における新株発行決議から、退職等の理由による権利喪失者の新株引受権の数を減じております。

3. 平成17年10月19日開催の取締役会決議により、平成17年11月11日付で 1 株を 5 株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

- ① 平成15年 4 月30日開催の臨時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議に基づき平成15年 4 月30日に発行した第 1 回新株予約権 (ストック・オプション)

区分	中間会計期間末現在 (平成18年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年 1 月31日)
新株予約権の数 (個)	10	10
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	50	50
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	10,000	10,000
新株予約権の行使期間	平成17年 5 月 1 日から 平成22年 4 月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 10,000 資本組入額 5,000	発行価格 10,000 資本組入額 5,000
新株予約権の行使の条件	(注) 1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—

- (注) 1. 権利行使時において当社の取締役、監査役または使用人たる地位にあること。
- その他の条件は、本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

2. 新株予約権発行後に会社が株式分割または株式併合を行う場合、対象株式数を次の算式をもって調整する。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、会社の発行済普通株式数に変更を生ずる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、行使価格を次に定める算式をもって調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は四捨五入する。

(コンバージョン・プライス方式)

$$\text{調整後行使価格} = \frac{(\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価格} + \text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{ 株当り発行・処分価格})}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

3. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議における新株発行決議から、退職等の理由による権利喪失者の新株予約権の数を減じております。
4. 平成17年10月19日開催の取締役会決議により、平成17年11月11日付で1株を5株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

- ② 平成15年9月30日開催の臨時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議に基づき平成15年9月30日に発行した第3回新株予約権

区分	中間会計期間末現在 (平成18年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年1月31日)
新株予約権の数(個)	60	60
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	300	300
新株予約権の行使時の払込金額(円)	20,000	20,000
新株予約権の行使期間	平成17年10月1日から 平成22年9月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 20,000 資本組入額 10,000	発行価格 20,000 資本組入額 10,000
新株予約権の行使の条件	(注) 1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入そ 他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—

- (注) 1. 権利行使時において当社の取締役、監査役または使用人たる地位にあること。
その他の条件は、本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。
2. 新株予約権発行後に会社が株式分割または株式併合を行う場合、対象株式数を次の算式をもって調整する。

調整後対象株式数＝調整前対象株式数×分割・併合の比率

また、会社の発行済普通株式数に変更を生ずる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、行使価格を次に定める算式をもって調整し、調整により生ずる1円未満の端数は四捨五入する。

(コンバージョン・プライス方式)

調整後行使価格＝
$$\frac{(\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価格} + \text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当り発行・処分価格})}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

3. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議における新株発行決議から、退職等の理由による権利喪失者の新株予約権の数を減じております。
4. 平成17年10月19日開催の取締役会決議により、平成17年11月11日付で1株を5株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

③ 平成15年9月30日開催の臨時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議に基づき平成15年9月30日に発行した第4回新株予約権

区分	中間会計期間末現在 (平成18年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年1月31日)
新株予約権の数(個)	30	30
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	150	150
新株予約権の行使時の払込金額(円)	20,000	20,000
新株予約権の行使期間	平成17年10月1日から 平成22年9月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 20,000 資本組入額 10,000	発行価格 20,000 資本組入額 10,000
新株予約権の行使の条件	(注) 1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入そ 他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—

- (注) 1. 権利行使時において当社の取締役、監査役または使用人たる地位にあること。
その他の条件は、本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。
2. 新株予約権発行後に会社が株式分割または株式併合を行う場合、対象株式数を次の算式をもって調整する。

調整後対象株式数＝調整前対象株式数×分割・併合の比率

また、会社の発行済普通株式数に変更を生ずる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、行使価格を次に定める算式をもって調整し、調整により生ずる1円未満の端数は四捨五入する。

(コンバージョン・プライス方式)

調整後行使価格＝
$$\frac{(\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価格} + \text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当り発行・処分価格})}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

3. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議における新株発行決議から、退職等の理由による権利喪失者の新株予約権の数を減じております。

4. 平成17年10月19日開催の取締役会決議により、平成17年11月11日付で1株を5株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

④ 平成15年12月19日開催の臨時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議に基づき平成15年12月19日に発行した第5回新株予約権

区分	中間会計期間末現在 (平成18年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年1月31日)
新株予約権の数(個)	16	16
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	80	80
新株予約権の行使時の払込金額(円)	20,000	20,000
新株予約権の行使期間	平成17年12月20日から 平成22年12月19日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 20,000 資本組入額 10,000	発行価格 20,000 資本組入額 10,000
新株予約権の行使の条件	(注) 1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入そ 他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—

- (注) 1. 権利行使時において当社の取締役、監査役または使用人たる地位にあること。
その他の条件は、本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。
2. 新株予約権発行後に会社が株式分割または株式併合を行う場合、対象株式数を次の算式をもって調整する。

調整後対象株式数＝調整前対象株式数×分割・併合の比率

また、会社の発行済普通株式数に変更を生ずる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、行使価格を次に定める算式をもって調整し、調整により生ずる1円未満の端数は四捨五入する。

(コンバージョン・プライス方式)

調整後行使価格＝
$$\frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価格} + \text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当り発行・処分価格}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

3. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議における新株発行決議から、退職等の理由による権利喪失者の新株予約権の数を減じております。

4. 平成17年10月19日開催の取締役会決議により、平成17年11月11日付で1株を5株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

⑤ 平成16年5月26日開催の臨時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議に基づき平成16年5月26日に発行した第7回新株予約権

区分	中間会計期間末現在 (平成18年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年1月31日)
新株予約権の数(個)	186	186
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	930	930
新株予約権の行使時の払込金額(円)	20,000	20,000
新株予約権の行使期間	平成18年5月27日から 平成23年5月26日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 20,000 資本組入額 10,000	発行価格 20,000 資本組入額 10,000

区分	中間会計期間末現在 (平成18年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年 1 月31日)
新株予約権の行使の条件	(注) 1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—

- (注) 1. 権利行使時において当社の取締役、監査役または使用人たる地位にあること。
その他の条件は、本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。
2. 新株予約権発行後に会社が株式分割または株式併合を行う場合、対象株式数を次の算式をもって調整する。

調整後対象株式数＝調整前対象株式数×分割・併合の比率

また、会社の発行済普通株式数に変更を生ずる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、行使価格を次に定める算式をもって調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は四捨五入する。

(コンバージョン・プライス方式)

調整後行使価格＝
$$\frac{(\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価格} + \text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{ 株当たり発行・処分価格})}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

3. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議における新株発行決議から、退職等の理由による権利喪失者の新株予約権の数を減じております。

4. 平成17年10月19日開催の取締役会決議により、平成17年11月11日付で 1 株を 5 株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

- ⑥ 平成16年 5 月26日開催の臨時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議に基づき平成16年 5 月26日に発行した第 8 回新株予約権

区分	中間会計期間末現在 (平成18年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年 1 月31日)
新株予約権の数 (個)	3	3
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	15	15
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	20,000	20,000
新株予約権の行使期間	平成17年 5 月27日から 平成22年 5 月26日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 20,000 資本組入額 10,000	発行価格 20,000 資本組入額 10,000
新株予約権の行使の条件	(注) 1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—

- (注) 1. 本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。
2. 新株予約権発行後に会社が株式分割または株式併合を行う場合、対象株式数を次の算式をもって調整する。

調整後対象株式数＝調整前対象株式数×分割・併合の比率

また、会社の発行済普通株式数に変更を生ずる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、行使価格を次に定める算式をもって調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は四捨五入する。

(コンバージョン・プライス方式)

$$\text{調整後行使価格} = \frac{(\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価格} + \text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当り発行・処分価格})}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

3. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議における新株発行決議から、退職等の理由による権利喪失者の新株予約権の数を減じております。

4. 平成17年10月19日開催の取締役会決議により、平成17年11月11日付で1株を5株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

- ⑦ 平成16年12月21日開催の臨時株主総会決議及び平成16年12月1日開催の取締役会決議に基づき平成16年12月21日に発行した第9回新株予約権

区分	中間会計期間末現在 (平成18年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年1月31日)
新株予約権の数(個)	100	100
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	500	500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	20,000	20,000
新株予約権の行使期間	平成18年12月22日から 平成23年12月21日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 20,000 資本組入額 10,000	発行価格 20,000 資本組入額 10,000
新株予約権の行使の条件	(注) 1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入そ 他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—

- (注) 1. 権利行使時において当社の取締役、監査役または使用人たる地位にあること。
その他の条件は、本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。
2. 新株予約権発行後に会社が株式分割または株式併合を行う場合、対象株式数を次の算式をもって調整する。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、会社の発行済普通株式数に変更を生ずる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、行使価格を次に定める算式をもって調整し、調整により生ずる1円未満の端数は四捨五入する。

(コンバージョン・プライス方式)

$$\text{調整後行使価格} = \frac{(\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価格} + \text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当り発行・処分価格})}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

3. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議における新株発行決議から、退職等の理由による権利喪失者の新株予約権の数を減じております。

4. 平成17年10月19日開催の取締役会決議により、平成17年11月11日付で1株を5株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

- ⑧ 平成16年12月21日開催の臨時株主総会決議及び平成17年5月18日開催の取締役会決議に基づき平成17年5月18日に発行した第11回新株予約権

区分	中間会計期間末現在 (平成18年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年1月31日)
新株予約権の数(個)	35	34
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	175	170
新株予約権の行使時の払込金額(円)	20,000	20,000
新株予約権の行使期間	平成19年5月19日から 平成23年12月21日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 20,000 資本組入額 10,000	発行価格 20,000 資本組入額 10,000
新株予約権の行使の条件	(注) 1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入そ 他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—

- (注) 1. 権利行使時において当社の取締役、監査役または使用人たる地位にあること。
その他の条件は、本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。
2. 新株予約権発行後に会社が株式分割または株式併合を行う場合、対象株式数を次の算式をもって調整する。

調整後対象株式数＝調整前対象株式数×分割・併合の比率

また、会社の発行済普通株式数に変更を生ずる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、行使価格を次に定める算式をもって調整し、調整により生ずる1円未満の端数は四捨五入する。

(コンバージョン・プライス方式)

調整後行使価格＝
$$\frac{(\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価格} + \text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当り発行・処分価格})}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

3. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議における新株発行決議から、退職等の理由による権利喪失者の新株予約権の数を減じております。
4. 平成17年10月19日開催の取締役会決議により、平成17年11月11日付で1株を5株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

- ⑨ 平成16年12月21日開催の臨時株主総会決議及び平成17年5月18日開催の取締役会決議に基づき平成17年5月18日に発行した第12回新株予約権

区分	中間会計期間末現在 (平成18年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年1月31日)
新株予約権の数(個)	10	10
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	50	50
新株予約権の行使時の払込金額(円)	20,000	20,000

区分	中間会計期間末現在 (平成18年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年 1 月31日)
新株予約権の行使期間	平成17年 5 月19日から 平成23年12月21日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 20,000 資本組入額 10,000	発行価格 20,000 資本組入額 10,000
新株予約権の行使の条件	(注) 1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入そ 他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—

- (注) 1. 本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。
2. 新株予約権発行後に会社が株式分割または株式併合を行う場合、対象株式数を次の算式をもって調整する。

調整後対象株式数＝調整前対象株式数×分割・併合の比率

また、会社の発行済普通株式数に変更を生ずる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、行使価格を次に定める算式をもって調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は四捨五入する。

(コンバージョン・プライス方式)

調整後行使価格＝
$$\frac{(\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価格} + \text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{ 株当り発行・処分価格})}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

3. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議における新株発行決議から、退職等の理由による権利喪失者の新株予約権の数を減じております。
4. 平成17年10月19日開催の取締役会決議により、平成17年11月11日付で 1 株を 5 株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

- ⑩ 平成17年 8 月30日開催の定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議に基づき平成17年 8 月30日に発行した第13回新株予約権

区分	中間会計期間末現在 (平成18年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年 1 月31日)
新株予約権の数 (個)	30	10
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	150	50
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	40,000	40,000
新株予約権の行使期間	平成19年 8 月31日から 平成24年 8 月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 40,000 資本組入額 20,000	発行価格 40,000 資本組入額 20,000
新株予約権の行使の条件	(注) 1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入そ 他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—

- (注) 1. 権利行使時において当社の取締役、監査役または使用人たる地位にあること。
その他の条件は、本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。
2. 新株予約権発行後に会社が株式分割または株式併合を行う場合、対象株式数を次の算式をもって調整する。

調整後対象株式数＝調整前対象株式数×分割・併合の比率

また、会社の発行済普通株式数に変更を生ずる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、行使価格を次に定める算式をもって調整し、調整により生ずる1円未満の端数は四捨五入する。

(コンバージョン・プライス方式)

調整後行使価格＝
$$\frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価格} + \text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当り発行・処分価格}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

3. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議における新株発行決議から、退職等の理由による権利喪失者の新株予約権の数を減じております。

4. 平成17年10月19日開催の取締役会決議により、平成17年11月11日付で1株を5株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

- ⑪ 平成17年11月15日開催の臨時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議に基づき平成17年11月15日に発行した第14回新株予約権

区分	中間会計期間末現在 (平成18年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年1月31日)
新株予約権の数(個)	83	65
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	83	65
新株予約権の行使時の払込金額(円)	40,000	40,000
新株予約権の行使期間	平成19年11月16日から 平成24年11月15日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 40,000 資本組入額 20,000	発行価格 40,000 資本組入額 20,000
新株予約権の行使の条件	(注) 1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—

- (注) 1. 権利行使時において当社の取締役、監査役または使用人たる地位にあること。
その他の条件は、本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。
2. 新株予約権発行後に会社が株式分割または株式併合を行う場合、対象株式数を次の算式をもって調整する。

調整後対象株式数＝調整前対象株式数×分割・併合の比率

また、会社の発行済普通株式数に変更を生ずる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、行使価格を次に定める算式をもって調整し、調整により生ずる1円未満の端数は四捨五入する。

(コンバージョン・プライス方式)

$$\text{調整後行使価格} = \frac{(\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価格} + \text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当り発行・処分価格})}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

3. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議における新株発行決議から、退職等の理由による権利喪失者の新株予約権の数を減じております。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成18年7月4日 (注1)	1,500	20,300	209,250	321,395	209,250	311,395
平成18年9月6日～ 平成18年9月28日 (注2)	235	20,535	2,050	323,445	2,050	313,445

(注) 1. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 279,000円

資本組入額 139,500円

払込金総額 418,500,000円

2. 新株予約権の行使による増加であります。

(4) 【大株主の状況】

平成18年11月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
佐藤 類	東京都千代田区	4,950	24.11
アイティーファーム一号投資事業 有限責任組合 無限責任組合員 株式会社アイティーファーム	東京都新宿区西新宿6-5-1	2,100	10.23
武内 重親	東京都杉並区	1,950	9.50
大和田 豊	東京都昭島市	955	4.65
浅原 慎之輔	神奈川県藤沢市	805	3.92
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1-2-10	462	2.25
サイバーステップ株式会社	東京都渋谷区笹塚1-48-3	350	1.70
小川 雄介	東京都多摩市	250	1.22
SBIイー・トレード証券株式会社 自己融資口	東京都港区六本木1-6-1	215	1.05
鈴木 雄久	東京都武蔵野市	200	0.97
計	—	12,237	59.6

(注) 前事業年度末現在主要株主であった武内重親は、当中間期末では主要株主ではなくなりました。

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成18年11月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 350	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 20,185	20,185	—
端株	—	—	—
発行済株式総数	20,535	—	—
総株主の議決権	—	20,185	—

② 【自己株式等】

平成18年11月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
サイバーステップ株式会社	東京都渋谷区笹塚 1－4 8－3	350	—	350	1.7
計	—	350	—	350	1.7

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成18年 6 月	7 月	8 月	9 月	10月	11月
最高（円）	—	1,050,000	585,000	435,000	319,000	285,000
最低（円）	—	399,000	418,000	267,000	215,000	199,000

（注） 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものです。

なお、平成18年7月5日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役	経営企画室長	鈴木 雄久	平成19年1月31日

第5【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間（平成17年6月1日から平成17年11月30日まで）は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間（平成18年6月1日から平成18年11月30日まで）は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間会計期間（平成17年6月1日から平成17年11月30日まで）の中間財務諸表については、中央青山監査法人により中間監査を受け、また、当中間会計期間（平成18年6月1日から平成18年11月30日まで）の中間財務諸表については、みずす監査法人により中間監査を受けております。

なお、中央青山監査法人は平成18年9月1日付で名称をみずす監査法人に変更しております。
前中間会計期間に係る中間監査報告書は、平成18年6月6日提出の有価証券届出書に添付されたものによっております。

3. 中間連結財務諸表について

中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成11年大蔵省令第24号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高等から見て、当企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、中間連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.1%
売上高基準	0.0%
利益基準	0.0%
利益剰余金基準	0.2%

【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

		前中間会計期間末 (平成17年11月30日)		当中間会計期間末 (平成18年11月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成18年 5月31日)	
区分	注記 番号	金額（千円）	構成比 (%)	金額（千円）	構成比 (%)	金額（千円）	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1. 現金及び預金		422,015		868,707		616,531	
2. 売掛金		82,425		102,485		85,187	
3. たな卸資産		108		646		94	
4. 繰延税金資産		6,035		6,225		6,037	
5. 関係会社 短期貸付金		—		2,245		2,245	
貸倒引当金		—		△2,245		△2,245	
6. その他	※2	9,192		20,420		18,305	
流動資産合計		519,777	89.8	998,484	82.2	726,155	88.5
II 固定資産							
1. 有形固定資産	※1	6,571		34,546		6,584	
2. 無形固定資産							
(1)ソフトウェア		44,107		126,354		81,760	
無形固定資産 合計		44,107		126,354		81,760	
3. 投資その他の 資産							
(1)関係会社株 式		1,109		—		—	
(2)関係会社長 期貸付金		2,392		—		—	
(3)繰延税金資 産		376		917		1,122	
(4)保証金		4,598		53,332		4,698	
(5)その他		—		345		387	
投資その他の 資産合計		8,476		54,595		6,208	
固定資産合計		59,154	10.2	215,496	17.8	94,553	11.5
資産合計		578,931	100.0	1,213,981	100.0	820,709	100.0

		前中間会計期間末 (平成17年11月30日)			当中間会計期間末 (平成18年11月30日)			前事業年度の要約貸借対照表 (平成18年 5月31日)		
区分	注記 番号	金額（千円）		構成比 (%)	金額（千円）		構成比 (%)	金額（千円）		構成比 (%)
(負債の部)										
I 流動負債										
1. 買掛金			1,312			5,199			4,609	
2. 未払費用			23,713			11,456			28,652	
3. 未払法人税等			12,926			18,714			13,569	
4. その他			5,616			17,561			52,291	
流動負債合計			43,569	7.5		52,931	4.4		99,123	12.1
負債合計			43,569	7.5		52,931	4.4		99,123	12.1
(資本の部)										
I 資本金			86,770	15.0		—	—		—	—
II 資本剰余金										
1. 資本準備金		76,770			—			—		
資本剰余金合計			76,770	13.3		—	—		—	—
III 利益剰余金										
1. 中間（当期） 未処分利益		371,822			—			—		
利益剰余金合計			371,822	64.2		—	—		—	—
資本合計			535,362	92.5		—	—		—	—
負債・資本合計			578,931	100.0		—	—		—	—

		前中間会計期間末 (平成17年11月30日)		当中間会計期間末 (平成18年11月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成18年 5月31日)				
区分	注記 番号	金額（千円）		構成比 (%)	金額（千円）		構成比 (%)	金額（千円）		構成比 (%)
(純資産の部)										
I 株主資本										
1. 資本金			—	—		323,445	26.6		112,145	13.7
2. 資本剰余金										
(1) 資本準備金		—			313,445			102,145		
資本剰余金合計			—	—	313,445		25.8		102,145	12.4
3. 利益剰余金										
(1) その他利益剰余金										
繰越利益剰余金		—			622,186			507,296		
利益剰余金合計			—	—	622,186		51.3		507,296	61.8
4. 自己株式			—	—	△98,027	△8.1		—		
株主資本合計			—	—	1,161,049	95.6		721,586	87.9	
純資産合計			—	—	1,161,049	95.6		721,586	87.9	
負債・純資産合計			—	—	1,213,981	100.0		820,709	100.0	

②【中間損益計算書】

		前中間会計期間 (自 平成17年 6 月 1 日 至 平成17年11月30日)			当中間会計期間 (自 平成18年 6 月 1 日 至 平成18年11月30日)			前事業年度の要約損益計算書 (自 平成17年 6 月 1 日 至 平成18年 5 月31日)			
区分	注記 番号	金額（千円）		百分比 (%)	金額（千円）		百分比 (%)	金額（千円）		百分比 (%)	
I 売上高	※1		395,882	100.0		478,994	100.0		906,854	100.0	
II 売上原価			14,736	3.7		84,420	17.6		68,040	7.5	
売上総利益			381,145	96.3		394,573	82.4		838,813	92.5	
III 販売費及び一般 管理費			216,700	54.8		191,058	39.9		443,908	49.0	
営業利益			164,445	41.5		203,514	42.5		394,905	43.5	
IV 営業外収益		※2		2,737	0.7		2,333	0.5		1,041	0.1
V 営業外費用				409	0.1		16,407	3.5		11,186	1.2
経常利益				166,772	42.1		189,440	39.5		384,760	42.4
VI 特別損失				—	—		6,759	1.4		3,354	0.3
税引前中間（当期） 純利益				166,772	42.1		182,680	38.1		381,405	42.1
法人税、住民税及び 事業税		54,200			67,773			134,107			
法人税等調整額		6,113	60,314	15.2	16	67,790	14.1	5,365	139,473	15.4	
中間（当期）純利益			106,458	26.9		114,890	24.0		241,932	26.7	
前期繰越利益			265,363			—			—		
中間（当期）未処分 利益			371,822			—			—		

③【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日）

	株主資本							評価・ 換算差額 等	純資産合 計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計		
		資本準備 金	資本剰余 金合計	その他利 益剰余金	利益剰余 金合計				
				繰越利益 剰余金					
平成18年5月31日 残高 (千円)	112,145	102,145	102,145	507,296	507,296	—	721,586	—	721,586
中間会計期間中の変動額									
新株の発行	211,300	211,300	211,300				422,600		422,600
中間純利益				114,890	114,890		114,890		114,890
自己株式の取得						△98,027	△98,027		△98,027
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額（純 額）								—	—
中間会計期間中の変動額合計 (千円)	211,300	211,300	211,300	114,890	114,890	△98,027	439,463	—	439,463
平成18年11月30日 残高 (千円)	323,445	313,445	313,445	622,186	622,186	△98,027	1,161,049	—	1,161,049

前事業年度（自 平成17年6月1日 至 平成18年5月31日）

	株主資本						評価・ 換算差額 等	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計		
		資本準備 金	資本剰余 金合計	その他利 益剰余金	利益剰余 金合計			
				繰越利益 剰余金				
平成17年5月31日 残高 (千円)	86,770	76,770	76,770	273,463	273,463	437,003	—	437,003
事業年度中の変動額								
新株の発行	25,375	25,375	25,375			50,750		50,750
役員賞与の支給				△8,100	△8,100	△8,100		△8,100
当期純利益				241,932	241,932	241,932		241,932
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）							—	—
事業年度中の変動額合計 (千円)	25,375	25,375	25,375	233,832	233,832	284,582	—	284,582
平成18年5月31日 残高 (千円)	112,145	102,145	102,145	507,296	507,296	721,586	—	721,586

④【中間キャッシュ・フロー計算書】

		前中間会計期間 (自 平成17年6月1日 至 平成17年11月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)	前事業年度の要約キャッシュ・フロー計算書 (自 平成17年6月1日 至 平成18年5月31日)
区分	注記 番号	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）
I 営業活動によるキャッシュ・フロー				
税引前中間（当期）純利益		166,772	182,680	381,405
減価償却費		10,210	25,942	24,871
新株発行費		—	307	1,502
貸倒引当金の増加額		—	—	2,245
受取利息及び受取配当金		△53	△146	△144
関係会社株式評価損		—	—	1,109
為替差損益		△2,613	△928	△333
固定資産除却損		—	2,135	—
売上債権の増加額		△16,645	△17,297	△19,407
たな卸資産の増減額		88	△551	102
仕入債務の増減額		△1,621	589	1,675
未払費用の減少額		△7,348	△11,946	△2,410
その他の資産の増減額		10,493	△2,361	645
その他の負債の増減額		△19,364	△11,094	30,147
役員賞与の支払額		△8,100	△11,375	△8,100
小計		131,816	155,954	413,308
利息及び配当金の受取額		38	122	129
法人税等の支払額		△87,009	△61,956	△168,822
営業活動によるキャッシュ・フロー		44,845	94,120	244,615

		前中間会計期間 (自 平成17年6月1日 至 平成17年11月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)	前事業年度の要約キャッシ ュ・フロー計算書 (自 平成17年6月1日 至 平成18年5月31日)
区分	注記 番号	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）
II 投資活動によるキャッ シュ・フロー				
有形固定資産の取得 による支出		△708	△28,601	△1,974
無形固定資産の取得 による支出		△18,459	△67,368	△69,521
その他の投資による 支出		—	△53,232	△100
その他の投資による 収入		—	4,598	—
投資活動によるキャッ シュ・フロー		△19,168	△144,603	△71,595
III 財務活動によるキャッ シュ・フロー				
新株発行による収入		—	422,292	49,306
株式上場に伴う支出		—	△22,534	—
自己株式の取得による 支出		—	△98,027	—
財務活動によるキャッ シュ・フロー		—	301,730	49,306
IV 現金及び現金同等物に 係る換算差額		2,383	928	250
V 現金及び現金同等物の 増加額		28,060	252,176	222,576
VI 現金及び現金同等物の 期首残高		283,954	506,531	283,954
VII 現金及び現金同等物の 中間期末（期末）残高		312,015	758,707	506,531

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成17年 6月 1日 至 平成17年11月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 6月 1日 至 平成18年11月30日)	前事業年度 (自 平成17年 6月 1日 至 平成18年 5月31日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	(1)有価証券 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。 (2)たな卸資産 貯蔵品 最終仕入原価法を採用しております。	(1)有価証券 同左 (2)たな卸資産 同左	(1)有価証券 同左 (2)たな卸資産 同左
2. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 15年 工具器具及び備品 4年～6年 (2)無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。 販売目的のソフトウェアについては、見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間（3年）に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上しております。	(1)有形固定資産 同左 (2)無形固定資産 同左	(1)有形固定資産 同左 (2)無形固定資産 同左
3. 引当金の計上基準	—————	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。	(1) 貸倒引当金 同左
4. 中間キャッシュ・フロー計算書（キャッシュ・フロー計算書）における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左	同左
5. その他中間財務諸表（財務諸表）作成のための基本となる重要な事項	(1)消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	同左	同左

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成17年6月1日 至 平成17年11月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)	前事業年度 (自 平成17年6月1日 至 平成18年5月31日)
(固定資産の減損に係る会計基準) 当中間会計期間から「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。		(固定資産の減損に係る会計基準) 当期より「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。 (役員賞与に関する会計基準) 役員賞与については、従来は利益処分により未処分利益の減少として会計処理しておりましたが、当期より「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)に従い、発生時に費用処理しております。これにより、従来の方法と比較して、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ11,375千円減少しております。 (貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。 従来の資本の部の合計に相当する金額は721,586千円であります。 なお、財務諸表等規則の改正により、当期における貸借対照表の純資産の部については、改正後の財務諸表等規則により作成しております。

追加情報

前中間会計期間 (自 平成17年6月1日 至 平成17年11月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)	前事業年度 (自 平成17年6月1日 至 平成18年5月31日)
		(法人事業税の外形標準課税制度) 当社は、当期より資本金が1億円超になり外形標準課税制度が適用となった事に伴い、「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(平成16年2月13日 企業会計基準委員会 実務対応報告第12号)に従い、法人事業税の付加価値割及び資本割については、販売費及び一般管理費に計上しております。この結果、販売費及び一般管理費が2,896千円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ同額減少しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成17年11月30日)	当中間会計期間末 (平成18年11月30日)	前事業年度末 (平成18年5月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 2,920千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 6,151千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 4,173千円
※2 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺の上金額的に重要性が乏しいため、流動資産の「その他」に含めて表示しております。	※2 同左	※2
3	3 当座貸越契約 当社は、運転資金等の効率的な調達を行うため、みずほ銀行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当中間会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。 当座貸越極度額 100百万円 借入実行残高 ー百万円 差引額 100百万円	3

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成17年6月1日 至 平成17年11月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)	前事業年度 (自 平成17年6月1日 至 平成18年5月31日)
※1 営業外収益の主要項目 為替差益 2,588千円 受取利息 53千円	※1 営業外収益の主要項目 為替差益 1,774千円 受取利息 146千円	※1 営業外収益の主要項目 助成金収入 802千円
※2 営業外費用の主要項目 新株発行費 409千円	※2 営業外費用の主要項目 株式上場費用 15,394千円 自己株式取得手数料 646千円 新株発行費 307千円	※2 営業外費用の主要項目 株式上場費用 9,300千円 新株発行費 1,502千円
3 減価償却実施額 有形固定資産 1,093千円 無形固定資産 9,226千円	3 減価償却実施額 有形固定資産 3,126千円 無形固定資産 22,774千円	3 減価償却実施額 有形固定資産 2,345千円 無形固定資産 22,974千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数(株)	当中間会計期間増加株式数(株)	当中間会計期間減少株式数(株)	当中間会計期間末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	18,800	1,735	—	20,535
合計	18,800	1,735	—	20,535
自己株式				
普通株式	—	350	—	350
合計	—	350	—	350

(注) 変動事由の概要

普通株式増加数の主な内訳は以下のとおりであります。

公募増資による増加 1,500株、新株予約権の行使による増加 235株

自己株式の増加数の主な内訳は以下のとおりであります。

自己株式の取得による増加 350株

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間会計期間末残高(千円)
		前事業年度末	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末	
平成13年11月26日臨時株主総会決議	普通株式	270	—	60	210	—
平成15年4月30日臨時株主総会決議	普通株式	50	—	—	50	—
平成15年9月30日臨時株主総会決議	普通株式	450	—	—	450	—
平成15年12月19日臨時株主総会決議	普通株式	80	—	—	80	—
平成16年5月26日臨時株主総会決議	普通株式	970	—	25	945	—
平成16年12月21日臨時株主総会決議	普通株式	935	—	210	725	—
平成17年8月30日臨時株主総会決議	普通株式	150	—	—	150	—
平成17年11月15日臨時株主総会決議	普通株式	89	—	6	83	—
合計	—	2,994	—	301	2,693	—

(注) 変動事由の概要

当中間会計期間の新株予約権の減少は、権利行使235株、権利失権66株によるものであります。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

前事業年度（自 平成17年6月1日 至 平成18年5月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	2,745	16,055	—	18,800
合計	2,745	16,055	—	18,800
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

（注）変動事由の概要

発行済株式数の増加16,055株は1株につき5株の割合による株式分割による増加10,980株、新株予約権の行使による新株発行による増加75株、新株引受権の行使による新株発行による増加5,000株によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
		前事業年度末	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
平成13年9月10日臨時株主総会決議	普通株式	1,000	4,000	5,000	—	—
平成13年11月26日臨時株主総会決議	普通株式	54	216	—	270	—
平成15年4月30日臨時株主総会決議	普通株式	25	100	75	50	—
平成15年9月30日臨時株主総会決議	普通株式	90	360	—	450	—
平成15年12月19日臨時株主総会決議	普通株式	16	64	—	80	—
平成16年5月26日臨時株主総会決議	普通株式	194	776	—	970	—
平成16年12月21日臨時株主総会決議	普通株式	190	748	3	935	—
平成17年8月30日臨時株主総会決議	普通株式	—	205	55	150	—
平成17年11月15日臨時株主総会決議	普通株式	—	92	3	89	—
合計	—	1,569	6,561	5,136	2,994	—

（注）変動事由の概要

当事業年度の新株予約権の増加は、株式分割によるもの6,428株、新規付与133株であります。
当事業年度の新株予約権の減少は、権利行使5,075株、権利失権61株によるものであります。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成17年 6 月 1 日 至 平成17年11月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 6 月 1 日 至 平成18年11月30日)	前事業年度 (自 平成17年 6 月 1 日 至 平成18年 5 月31日)
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成17年11月30日現在) (千円)	現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成18年11月30日現在) (千円)	現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成18年 5 月31日現在) (千円)
現金及び預金勘定 422,015	現金及び預金勘定 868,707	現金及び預金勘定 616,531
預け入れ期間が3ヶ月を超える 定期預金 △110,000	預け入れ期間が3ヶ月を超える 定期預金 △110,000	預け入れ期間が3ヶ月を超える 定期預金 △110,000
現金及び現金同等物 312,015	現金及び現金同等物 758,707	現金及び現金同等物 506,531

（リース取引関係）

前中間会計期間（自 平成17年6月1日 至 平成17年11月30日）

リース契約一件当たりの金額が少額であるため、注記を省略しております。

当中間会計期間（自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日）

該当事項はありません。

前事業年度（自 平成17年6月1日 至 平成18年5月31日）

該当事項はありません。

（有価証券関係）

前中間会計期間末（平成17年11月30日）

時価評価されていない主な有価証券の内容

	中間貸借対照表計上額（千円）
子会社株式及び関連会社株式	
子会社株式	1,109
計	1,109

当中間会計期間末（平成18年11月30日）

時価評価されていない主な有価証券の内容

	中間貸借対照表計上額（千円）
子会社株式及び関連会社株式	
子会社株式	—
計	—

前事業年度末（平成18年5月31日）

時価評価されていない主な有価証券の内容

	貸借対照表計上額（千円）
子会社株式及び関連会社株式	
子会社株式	—
計	—

（デリバティブ取引関係）

前中間会計期間（自 平成17年6月1日 至 平成17年11月30日）

デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

当中間会計期間（自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日）

デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

前事業年度（自 平成17年6月1日 至 平成18年5月31日）

デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当中間会計期間(自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)

1. 当中間会計期間に付与したストックオプションの内容

当会計期間中に付与しておりませんので、該当事項はありません。

2. 当中間会計期間より前に付与したストックオプションの内容

	旧商法第280条ノ19の規定に 基づく 新株引受権	第1回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び数	取締役1名、従業員4名	従業員1名	従業員2名
株式の種類別のストックオプションの付与数	普通株式 270株	普通株式 50株	普通株式 300株
付与日(発行日)	平成13年11月26日	平成15年4月30日	平成15年9月30日
権利確定条件	—	—	—
対象勤務期間	—	—	—
権利行使期間	平成15年11月27日から 平成23年11月26日まで	平成17年5月1日から 平成22年4月30日まで	平成17年10月1日から 平成22年9月30日まで
権利行使価格(円)	10,000	10,000	20,000
付与日における 公正な評価単価(円)	—	—	—

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第7回新株予約権
付与対象者の区分及び数	取締役1名	従業員5名	取締役1名、従業員11名
株式の種類別のストックオプションの付与数	普通株式 150株	普通株式 80株	普通株式 930株
付与日(発行日)	平成15年9月30日	平成15年12月19日	平成16年5月26日
権利確定条件	—	—	—
対象勤務期間	—	—	—
権利行使期間	平成17年10月1日から 平成22年9月30日まで	平成17年12月20日から 平成22年12月19日まで	平成18年5月27日から 平成23年5月26日まで
権利行使価格(円)	20,000	20,000	20,000
付与日における 公正な評価単価(円)	—	—	—

	第8回新株予約権	第9回新株予約権	第11回新株予約権
付与対象者の区分及び数	社外協力者1名	従業員2名	取締役1名、従業員14名
株式の種類別のストックオプションの付与数	普通株式 15株	普通株式 500株	普通株式 175株
付与日(発行日)	平成16年5月26日	平成16年12月21日	平成17年5月18日
権利確定条件	—	—	—
対象勤務期間	—	—	—
権利行使期間	平成17年5月27日から 平成22年5月26日まで	平成18年12月22日から 平成23年12月21日まで	平成19年5月19日から 平成23年12月21日まで
権利行使価格(円)	20,000	20,000	20,000
付与日における 公正な評価単価(円)	—	—	—

	第12回新株予約権	第13回新株予約権	第14回新株予約権
付与対象者の区分及び数	社外協力者 1 名	取締役 1 名、従業員 1 名	従業員10名
株式の種類別のストックオプションの付与数	普通株式 50株	普通株式 150株	普通株式 83株
付与日（発行日）	平成17年5月18日	平成17年8月30日	平成17年11月15日
権利確定条件	—	—	—
対象勤務期間	—	—	—
権利行使期間	平成17年5月19日から 平成23年12月21日まで	平成19年8月31日から 平成24年8月30日まで	平成19年11月16日から 平成24年11月15日まで
権利行使価格（円）	20,000	40,000	40,000
付与日における 公正な評価単価（円）	—	—	—

前事業年度（自 平成17年 6 月 1 日 至 平成18年 5 月31日）
ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

	旧商法第341条ノ18の規定に 基づき発行した 新株引受権付社債	旧商法第280条ノ19の規定に 基づく 新株引受権	第 1 回新株予約権
付与対象者の区分及び数	取締役 1 名	取締役 1 名、従業員 4 名	従業員 1 名
ストック・オプション数 （注 1）	—	270	50
当事業年度における権利 不確定による失効数	—	—	—
当事業年度における権利 確定数	—	—	—
前事業年度末における権 利未確定数	—	—	—
当事業年度における権利 未確定残高	—	—	—
当事業年度における権利行 使数	5,000	—	—
当事業年度における権利 不行使による失効数	—	—	—
前事業年度における権利 確定後の未行使残数	5,000	270	50
当事業年度における権利 確定後の未行使残数	—	270	50
付与日（注 2）	平成13年11月26日	平成13年11月26日	平成15年4月30日
権利確定条件	—	—	—
対象勤務期間	—	—	—
権利行使期間	平成15年11月27日から 平成23年11月26日まで	平成15年11月27日から 平成23年11月26日まで	平成17年5月1日から 平成22年4月30日まで
権利行使価格（円）	10,000	—	—
行使時平均株価（円）	—	—	—
公正な評価単価（付与 日）（円）	—	—	—

（注 1）株式数に換算して記載しております。

（注 2）発行日を記載しております。

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び数	取締役 1名	従業員2名	取締役1名
ストック・オプション数 (注1)	—	300	150
当事業年度における権利 不確定による失効数	—	—	—
当事業年度における権利 確定数	—	300	150
前事業年度末における権 利未確定数	—	—	—
当事業年度における権利 未確定残高	—	—	—
当事業年度における権利 確定数	—	300	150
当事業年度における権利行 使数	75	—	—
当事業年度における権利 不行使による失効数	—	—	—
前事業年度における権利 確定後の未行使残数	75	—	—
当事業年度における権利 確定後の未行使残数	—	300	150
付与日(注2)	平成15年4月30日	平成15年9月30日	平成15年9月30日
権利確定条件	—	—	—
対象勤務期間	—	—	—
権利行使期間	平成15年5月1日から 平成23年4月30日まで	平成17年10月1日から 平成22年9月30日まで	平成17年10月1日から 平成22年9月30日まで
権利行使価格(円)	10,000	—	—
行使時平均株価(円)	—	—	—
公正な評価単価(付与 日)(円)	—	—	—

(注1) 株式数に換算して記載しております。

(注2) 発行日を記載しております。

	第 5 回新株予約権	第 7 回新株予約権	第 8 回
付与対象者の区分及び数	従業員 4 名	取締役 1 名、従業員 11 名	社外協力者 1 名
ストック・オプション数 (注 1)	80	955	15
当事業年度における権利 不確定による失効数	—	—	—
当事業年度における権利 確定数	80	955	—
前事業年度末における権 利未確定数	—	—	—
当事業年度における権利 未確定残高	—	—	—
当事業年度における権利 行使数	—	—	—
当事業年度における権利 不行使による失効数	—	—	—
前事業年度における権利 確定後の未行使残数	—	—	15
当事業年度における権利 確定後の未行使残数	80	955	15
付与日 (注 2)	平成 15 年 12 月 19 日	平成 16 年 5 月 26 日	平成 16 年 5 月 26 日
権利確定条件	—	—	—
対象勤務期間	—	—	—
権利行使期間	平成 17 年 12 月 20 日から 平成 22 年 12 月 19 日まで	平成 18 年 5 月 27 日から 平成 23 年 5 月 26 日まで	平成 17 年 5 月 27 日から 平成 22 年 5 月 26 日まで
権利行使価格 (円)	—	—	—
行使時平均株価 (円)	—	—	—
公正な評価単価 (付与 日) (円)	—	—	—

(注 1) 株式数に換算して記載しております。

(注 2) 発行日を記載しております。

	第9回新株予約権	第10回新株予約権	第11回新株予約権
付与対象者の区分及び数	従業員2名	監査役2名	取締役1名、従業員14名
ストック・オプション数 (注1)	500	150	235
当事業年度における権利 不確定による失効数	—	—	—
当事業年度における権利 確定数	—	—	—
前事業年度末における権 利未確定数	—	—	—
当事業年度における権利 未確定残高	500	—	235
当事業年度における権利行 使数	—	—	—
当事業年度における権利 不行使による失効数	—	—	—
前事業年度における権利 確定後の未行使残数	—	150	—
当事業年度における権利 確定後の未行使残数	—	150	—
付与日(注2)	平成16年12月21日	平成16年12月21日	平成17年5月18日
権利確定条件	—	—	—
対象勤務期間	—	—	—
権利行使期間	平成18年12月22日から 平成23年12月21日まで	平成16年12月22日から 平成23年12月21日まで	平成19年5月19日から 平成23年12月21日まで
権利行使価格(円)	—	—	—
行使時平均株価(円)	—	—	—
公正な評価単価(付与 日)(円)	—	—	—

(注1) 株式数に換算して記載しております。

(注2) 発行日を記載しております。

	第12回新株予約権	第13回新株予約権	第14回新株予約権
付与対象者の区分及び数	社外協力者 1 名	取締役 1 名、従業員 1 名	従業員10名
ストック・オプション数 (注 1)	50	150	89
当事業年度における権利 不確定による失効数	—	—	—
当事業年度における権利 確定数	—	—	—
前事業年度末における権 利未確定数	—	—	—
当事業年度における権利 未確定残高	—	150	89
当事業年度における権利行 使数	—	—	—
当事業年度における権利 不行使による失効数	—	—	—
前事業年度における権利 確定後の未行使残数	50	—	—
当事業年度における権利 確定後の未行使残数	50	—	—
付与日 (注 2)	平成17年5月18日	平成17年8月30日	平成17年11月15日
権利確定条件	—	—	—
対象勤務期間	—	—	—
権利行使期間	平成17年5月19日から 平成23年12月21日まで	平成19年8月31日から 平成24年8月30日まで	平成19年11月16日から 平成24年11月15日まで
権利行使価格 (円)	—	—	—
行使時平均株価 (円)	—	—	—
公正な評価単価 (付与 日) (円)	—	—	—

(注 1) 株式数に換算して記載しております。

(注 2) 発行日を記載しております。

(持分法損益等)

前中間会計期間(自 平成17年6月1日 至 平成17年11月30日)

関連会社が存在しないため、該当事項はありません。

当中間会計期間(自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)

関連会社が存在しないため、該当事項はありません。

前事業年度(自 平成17年6月1日 至 平成18年5月31日)

関連会社が存在しないため、該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成17年6月1日 至 平成17年11月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)	前事業年度 (自 平成17年6月1日 至 平成18年5月31日)
1株当たり純資産額 39,006円36銭	1株当たり純資産額 57,520円42銭	1株当たり純資産額 38,382円25銭
1株当たり中間純利益 7,756円53銭	1株当たり中間純利益 5,732円19銭	1株当たり当期純利益 16,362円26銭
なお、潜在株式調整後1株当たり 中間純利益については、新株引受権 及び新株予約権の残高はありますが、 当社株式は非上場であるため、 期中平均株価が把握できませんの で、記載しておりません。	潜在株式調整後1株当たり中間純利 益 5,043円66銭	なお、潜在株式調整後1株当たり 中間純利益については、新株引受権 及び新株予約権の残高はありますが、 当社株式は非上場であるため、 期中平均株価が把握できませんの で、記載しておりません。

(注) 1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、
以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成17年6月1日 至 平成17年11月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)	前事業年度 (自 平成17年6月1日 至 平成18年5月31日)
1株当たり中間(当期)純利益			
中間(当期)純利益(千円)	106,458	114,890	241,932
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—	—
普通株式に係る中間(当期)純利益 (千円)	106,458	114,890	241,932
期中平均株式数(株)	13,725	20,043	14,786
潜在株式調整後1株当たり中間(当 期)純利益			
中間(当期)純利益調整額(千円)	—	—	—
普通株式増加数(株)	—	2,736	—
(うち新株予約権)	—	(2,492)	—
(うち新株引受権)	—	(244)	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式 調整後1株当たり中間(当期)純利益 の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株引受権(新株引受 権の目的となる株式の 数 5,270株) 新株予約権(新株予約 権の目的となる株式の 数 2,807株)	—————	新株引受権(新株引 受権の目的となる株式 の数 270株) 新株予約権(新株予約 権の目的となる株式の 数 2,724株)

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成17年6月1日 至 平成17年11月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)	前事業年度 (自 平成17年6月1日 至 平成18年5月31日)
該当事項はありません。	平成18年12月11日付でNHNJapan株式会社（本社：東京都渋谷区）とゲームサービス事業提携契約を締結しております。 1. 契約締結の理由 当社が自社開発したオンラインゲーム「C21」のユーザー数拡大の為 2. 契約の内容 NHN Japanの運営するインターネットゲームポータルサイト「ハンゲーム」での「C21」の提供	平成18年6月6日及び平成18年6月16日開催の取締役会において、下記のとおり新株式の発行を決議し、平成18年7月4日に払込が完了いたしました。 この結果、平成18年7月4日付で資本金は321,395千円、発行済株式総数は20,300株となっております。 ① 募集方法 : 一般募集 (ブックビルディング方式による募集) ② 発行する株 : 普通株式 1,500株式の種類及び数 ③ 発行価格 : 1株につき 300,000円 一般募集はこの価格にて行いました。 ④ 引受価額 : 1株につき 279,000円 この価額は当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受取った金額であります。 なお、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。 ⑤ 払込金額の : 418,500千円 総額 ⑥ 資本組入額 : 1株につき139,500円 ⑦ 資本組入額 : 209,250千円 の総額 ⑧ 払込期日 : 平成18年7月4日

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券届出書（有償一般募集増資及び売出し）及びその添付書類
平成18年6月6日関東財務局長に提出。
- (2) 有価証券届出書の訂正届出書
平成18年6月16日及び平成18年6月27日関東財務局長に提出。
平成18年6月6日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。
- (3) 臨時報告書
平成18年7月21日関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書であります。
平成18年12月27日関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書であります。
- (4) 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度（第6期）（自 平成17年6月1日 至 平成18年5月31日）平成18年8月28日関東財務局長に提出。
- (5) 自己株券買付状況報告書
報告期間（自平成18年10月13日 至平成18年10月31日）平成18年11月8日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年5月31日

サイバーステップ株式会社
取締役会 御中

中央青山監査法人

指定社員 公認会計士 矢 治 博 之
業務執行社員

指定社員 公認会計士 新 井 達 哉
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているサイバーステップ株式会社の平成17年6月1日から平成18年5月31日までの第6期事業年度の中間会計期間（平成17年6月1日から平成17年11月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、サイバーステップ株式会社の平成17年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成17年6月1日から平成17年11月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（※）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年2月23日

サイバーステップ株式会社
取締役会 御中

みすず監査法人

指定社員 公認会計士 矢 治 博 之
業務執行社員

指定社員 公認会計士 新 井 達 哉
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているサイバーステップ株式会社の平成18年6月1日から平成19年5月31日までの第7期事業年度の中間会計期間（平成18年6月1日から平成18年11月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、サイバーステップ株式会社の平成18年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成18年6月1日から平成18年11月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（※）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。